

日本労働年鑑 第51集 1981年版  
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

2 八〇年春季闘争

11 八〇年春闘総括

八〇年春闘総括は、労働戦線再編問題、ひきつづく衆・参同時選挙をにらみつつおこなわれた。以下、総評、同盟、鉄鋼労連、日経連の春闘総括ないし評価をかかげておこう。

総評——格差縮小で一定の前進

総評は、五月二二日の幹事会で、八〇年度運動方針の骨格を発表したが、そのなかの「闘いの総括」部分で、事実上の春闘総括をおこなっている。それによると、(1)賃上げ結果としては決して満足できるものではないが、これまで低額に押えられていた産業や業種、中小零細企業が相対的に高い賃上げを獲得し、格差を縮小した点では一定の前進がみられる。(2)政府・独占はしきりに「ストなし春闘」への引きこみをはかった。団体交渉を通じての解決はもちろん望むところであるが、それが不可能なときストライキをおこなうことは当然の対応である。この立場は意図的な宣伝にたいする反撃もふくめて今春闘では守られた。(3)民間労働組合の共闘と集中決戦体制の強化は新たに七単産ブリッジ共闘を生んだ。その具体的成果を十分に論ずる段階ではないが、その積極的側面を今後に生かす。(4)公労委が政府の介入によって公正な第三者機関としての機能をそう失するなかで賃金決定における官民分断の攻撃は顕著となり、これにたいする反撃も不十分なものとどまった。官公労統一闘争と産業別統一闘争とのかかわりあいを検討し、官民のたたかひの結合を新たにはかる段階に入っている、などの点を強調している。以下、その要旨をかかげておこう。

【総評・八〇年春闘総括(要旨)】

1 賃金闘争の評価・問題点

(1)八〇春闘では労働四団体が話しあって、賃上げ率・産業別最賃と地域包括最賃・三五歳男子労働者のポイント賃金の三つについて統一要求基準をつくりあげた。この積極的側面を評価し、今後さらにこの体制を強化する必要がある。(2)しかし、最低八%要求をめぐる多くの意見が出された。物価動向が大きく変化する情勢のもとで組合員の生活実感を統一要求に反映するために要求時期の設定、ナショナルセンターの基準と単産要求との関連、要求の内容などについてさらに検討を加えねばならない。(3)統一要求基準が三つの柱で打ち出されたのは、低成長下で格差が増大するもとの平均賃上げ(ベース・アップ)では限界があり、最低規制と個別要求を重視しなければならないからであった。(4)五月八日現在、妥結水準は算術平均で一万二六六七円(七・五%)、加重平均で一万一九九六円(七・〇%)であり、最低八%の基準には到達していない。賃上げ結果としては決して満足できるものではないが、これまで低額に押えられていた産業や業種、中小零細企業が相対的に高い賃上げを獲得し、格差を縮小した点では一定

の前進がみられる。この賃上げで実質生活の維持・向上をはかるためには八〇年度の消費者物価上昇を六・四％以内に押える闘争は引きつづき強化されねばならない。もし、それが不可能になったときはインフレ手当などの要求、あるいは物価減税の要求は当然組織されねばならない。(5)政府・独占はしきりに「ストなし春闘」への引きこみをはかった。団体交渉を通じての解決はもちろん、望むところではあるが、それが不可能なときはストライキをおこなうことは当然の対応である。この立場は意図的な宣伝に対する反撃もふくめて今春闘では守られた。(6)しかし、要求とそれを実現する闘争体制がすべての組合で一体化しておらず、多くの弱点を露呈した。そのことが最低八％満額獲得のかけ声にもかかわらず七％前後の妥結を許した最大の原因である。(7)民間労働組合の共闘と集中決戦体制の強化は新たに七単産ブリッジ共闘を生んだ。その具体的成果を十分に論ずる段階ではないが、その積極的側面を今後に生かすこと、そして、官民分断の攻撃にはまりこまず、官と民の統一闘争体制の新しい展望を切りひらくよう前向きに取り組む必要がある。(8)公労委が政府の介入によって公正な第三者機関としての機能をそう失するなかで賃金決定における官民分断の攻撃は顕著となり、これに対する反撃も不十分なものとどまった。このなかで定年法、退職金切下げ法なども上程された。官公労統一闘争と産業別統一闘争との関りあいを検討し、官民の闘いの結合を新たにはかる段階に入っている。

## 2 諸要求について

秋年闘争における鉄鋼、私鉄の六〇歳定年の段階的実現は、中高年労働者の雇用不安が依然解消されないなかで多大の波及効果をもたらし、多くの単産・単組が定年延長要求を組織した。また時短、週休二日制の要求も電機労連の賃金とセットした要求にみられるように、かなりの組合が今春闘で取り組んだ。

## 3 制度・政策要求について

(1)七八年秋からの一般消費税導入反対闘争は七九年にもひきつづき、遂に政府をして断念させるところまで追いこんだ。この闘争は七九年秋の総選挙で自民党を敗北させる上でも大きな役割を果たした。(2)厚生年金の支給開始年齢六五歳繰りのべは、財政負担の増大を理由に福祉、社会保障を後退させようとする政策の最も典型的なあらわれであった。政府は訓示規程に盛りこんで国会に上程した。この部分も含めて改悪部分の撤回を求めて闘争は継続したが、政府は健保とだき合わせで対応をはかってきた。(4)定年延長、中高年雇用確保を制度的に促進する「年齢による雇用差別禁止法」、時短・週休二日を制度的に支える「銀行法一八条改正」や公務員の四週五休制など雇用・時短に関する法案が今国会ではあい次いで上程された。これらも国会解散によって廃案となったが、健保、年金もふくめて、これまでは二義的にとらえられがちであった制度・政策要求が大衆的に理解され、産別や地域でそれぞれの独自要求もふくめて数多くの大衆行動が組織されたことは新しい前進として評価されよう。(以下略)

## 同盟——物価分を確保、一応の成果

同盟は五月八日の第七回中央闘争委員会において、八〇年賃金交渉を総括した。このなかで、「要求即獲得」という目標からみればなお不十分ではあるが、物価上昇を上回っていることでもあり、一応の成果と評価できるとした。

そして、運動的には「同盟路線が労働運動全体に一層浸透、定着した」ことを示す賃闘であったと

総括、その有力な例証として、同盟が「安定成長の持続を可能とするうえで、もっとも整合性あるもの」としてうちだした賃上げ要求基準八%が、労働四団体の統一的要求になった点をあげている。また、賃闘全体を見渡し、公労委における公労協系労働者委員の辞表提出劇を取り上げて「総評、公労協が事実上分解するにいたった」と断定、この点から「国民春闘共闘会議も闘争全体に、なんらの役割を果たすことなく終わった」と結論づけている。

以下、「賃闘総括・要旨」をかかげておこう。

#### 【同盟・八〇賃金・政策闘争総括(要旨)】

一、八〇賃闘において、実質生活水準をたえず上げるとともに、賃金の面から、八〇年代最大の経済的課題であるインフレの抑制、および安定成長の持続を可能とするうえでもっとも整合性あるものとして、賃上げ要求基準を八%とした。八〇年度春季賃上げ闘争の特徴の一つは、このわれわれの要求基準を軸として労働四団体の要求が基本的に一致したことである。このことは、いたずらに戦闘的姿勢を装って空疎な高額要求を掲げてきた一部の労働路線が行き詰まり、われわれの路線がわが国の労働運動全体により一層浸透し、定着したことを端的に示すものである。

一、五月七日現在の中間集計によれば、妥結一六二組合の賃上げ率は単純平均で七・二%、組合員加重平均で六・六%である。一組合平均七・二%の賃上げは、七九年度の平均消費者物価上昇率四・八%、八〇年度の政府物価見通し六・四%のいずれをも上回るものであり、また、平均賃上げ要求率九・六%に対する獲得率が、七六年度以来最高の七四・二%であること等からみて、一応の成果であったといえることができる。しかし、同盟の要求基準は即獲得目標であり、その完遂なくしては安定成長路線の定着化をはじめとする所期の目標を達成しえない性格のものである。その意味から八〇賃闘の結果は、なお不十分であった。

一、八〇賃闘は同盟においては、中闘、中闘戦術会議を軸として進められ、さらに八〇賃闘対策民間労組会議、JC、JAF等を通じて、同盟産別を中心とするより幅広い戦線が形成された。同盟中闘は四月第二週を民間賃闘の最大のヤマ場、それに先立つ四月第一週を高額先行相場の形成、第三週を高額相場の定着、四月末に大勢決着という戦術配置を設定し、八〇賃闘はほぼこの路線に沿って展開された。先行組合は総じて八%近い回答を引き出して前段の雰囲気盛り上げ、それを受けて第二週に結集した産別は互いに相乗効果をあげ、第三、四週に入ってもそれまでの賃上げ率をほぼ推移しながら四月末にはおおむね決着してメーデーを迎えるにいたった。しかし、同盟賃闘に残された課題は、要求の妥当性ととも、それを完遂するために同盟全体としてより一層戦術配置を明確化し、それに対して各産別がより強く結集、全体として闘う体制を強化することである。

一、今年度春季賃上げ闘争における特徴の一つは、公労協が事実上分解するにいたったことである。公労委における総評系労働側委員の辞表提出という一幕も公労協運動の完全な行き詰まりを示す以外の何物でもない。かくして、所詮公労協を中核とする国民春闘共闘会議もまた形骸化し、闘争全体にほとんど何等の役割も果たすことなく終わった。今や、同盟主導、民間主導を運動の面において名実ともに確立すべき時である。

一、賃上げと並ぶ最重要課題である定年延長、時間短縮については、いくつかの産

別、単組が取り組み、一定の成果をあげた。しかし、それがまだ同盟全体に大きく広がる闘いになっていないことも事実である。

一、政策闘争については、雇用政策において雇用開発委員会の五県増設福祉政策において政府から出された年金支給開始年齢の六五歳への引き上げ案の撤回など、いくつかの成果をあげることができた。これら政策闘争を通じて同盟の政策を中心とした政策推進労組会議をはじめ、労働団体の政府申し入れを従来より一層活発に展開し、それが成果の獲得に大きく結びついた。年齢差別禁止法をはじめ残された課題について可能なかぎり労働団体の共同行動、共産党を除く野党共闘を軸として今後成立を期していかなければならない。当面もっとも重要なのは景気停滞を避けながらインフレを抑制することであり、それは今や政府・経営者の共同責任である。インフレ抑制についてはすでに同盟案を中心として再三、四団体による共同申し入れを行ってきたが、今後も引き続きこの活動を展開していく。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---